

## 一度事業をやめた個人事業者ですが、また新たに事業を開始した場合、 新規開業者となりますか?

その事業を開始した課税期間の開始の日の前日まで2年以上にわたって課税資産の譲渡等又は課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取り(消費税の課税対象となる取引)がなければ、新たに事業を開始したものとして取り扱われます。

なお、新規開業者に当たらなかったとしても、**免税事業者の方**が登録を受ける場合、**登録希望日**(登録申請書の提出日から15日以後の日で登録を希望する日)**から登録を受けることが可能**です。

【イメージ】

休業中 本業中 事業再開



新たに事業を開始したものとして 取り扱われます